

千葉県報

号外
令和7年5月23日

主要目次

- 千葉県事務委任規則の一部を改正する規則
- 千葉県恩給給与細則の一部を改正する規則
- 千葉県恩給条例施行規則の一部を改正する規則
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 災害救助法施行細則の一部を改正する規則
- 千葉県消防表彰規則の一部を改正する規則
- 千葉県社会福祉法施行細則の一部を改正する規則
- 千葉県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則
- 千葉県建築士法施行細則の一部を改正する規則
- 千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令

規則

千葉県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年五月二十三日

千葉県規則第五十六号

千葉県事務委任規則の一部を改正する規則

千葉県事務委任規則（昭和三十一年千葉県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三十五号中「ものを含む」の下に「。次号並びに第十二条第一項第四十一号及び第四十二号において同じ」を加え、同項に次の一号を加える。

三十六 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（昭和四十三年千葉県規則第七十二号）の施行に関すること（盛土若しくは切土をする、又は土石の堆積を行う土地が二以上の隣接する地域振興事務所の管内にわたる宅地造成等、都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可を受けた宅地造成又は特定盛土等及び宅地開発事業の基準に関する条例第七条第一項の確認を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る事務を除くものとし、盛土若しくは切土をする、又は土石の堆積を行う土地の面積が一

ヘクタール未満の宅地造成等に関する工事及び当該工事の計画の変更であつて、変更後の盛土若しくは切土をする、又は土石の堆積を行う土地の面積が一・五ヘクタール未満のものに係るものに限る。）。

イ 第八条第二項の規定による工事着手届の受理に関すること。

ロ 第八条第三項の規定による工事中止等届の受理に関すること。

第十二条第一項中「第四十号を」を「第四十号から第四十二号までを」に改め、同項ただし書中「及び第四十号」を「、第四十号」に改め、「限る。」の下に「並びに第四十一号ワ及びカ」を加え、同項第二十九号中「第三十二号まで及び第四十一号」を「この号から第三十二号まで、第四十一号及び第四十二号」に改め、同項第三十三号イを削り、同号ロ中「第二条第一項」を「第二条第二項」に、「旧法」を「改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下この号において「旧法」という。）」に改め、同号中ロをイとし、同号ハ中「第二条第一項」を「第二条第二項」に改め、同号中ハをロとし、同号ニ中「第二条第一項」を「第二条第二項」に改め、同号中ニをハとし、ホ及びヘを削り、同号ト中「第二条第一項」を「第二条第二項」に改め、同号中トをニとし、同号チ中「第二条第一項」を「第二条第二項」に改め、同号中チをホとし、同項第三十七号中「土地開発事業」を「宅地開発事業」に改め、同項第四十一号中「（同法第三十四条の二第二項の規定により、同法第二十九条第一項又は第二項の許可があつたものとみなされるものを含む。）」を削り、同項に次の一号を加える。

四十二 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の施行に関すること（開発区域が二以上の隣接する土木事務所の管内にわたる開発行為等又は宅地開発事業に伴う宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る事務を除くものとし、開発区域の面積が一ヘクタール未満の開発行為等若しくは宅地開発事業及び新たな土地の開発区域への編入に係る開発行為等若しくは宅地開発事業の変更であつて、編入後の開発区域の面積が一・五ヘクタール未満のものに伴う宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るもの並びに土木事務所長が都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項の許可をした又は宅地開発事業の基準に関する条例第七条第一項の確認をした宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものに限る。）。

イ 第八条第二項の規定による工事着手届の受理に関すること。

ロ 第八条第三項の規定による工事中止等届の受理に関すること。

附則

この規則は、令和七年五月二十六日から施行する。

千葉県恩給給与細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月二十三日

千葉県規則第五十七号

千葉県知事 熊谷 俊 人

報 告 県 葉 千			令和7年5月23日（金曜日）		号外第65号
千葉県恩給給与細則の一部を改正する規則			千葉県恩給給与細則（昭和二十七年千葉県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。		
附 則			別記第十号様式中「 懲役又は禁錮の刑 」を「 禁錮の刑 」に改める。		
この規則は、令和七年六月一日から施行する。					
千葉県恩給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。			令和七年五月二十三日		
千葉県知事 熊 谷 俊 人					
千葉県規則第五十八号					
千葉県恩給条例施行規則の一部を改正する規則			千葉県恩給条例施行規則（昭和二十八年千葉県規則第八十号）の一部を次のように改正する。		
附 則			別記様式第十九号中「 懲役又は禁錮の刑 」及び「 懲役又は禁錮の刑 」を「 禁錮 」に改める。		
この規則は、令和七年六月一日から施行する。					
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。			令和七年五月二十三日		
千葉県知事 熊 谷 俊 人					
千葉県規則第五十九号					
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則			議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年千葉県規則第八十号）の一部を次のように改正する。		
附 則			第四条の二中「次に」を「次の各号に」に改め、同条第一号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。		
（施行期日）			1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。		
（経過措置）			2 この規則の施行前にした行為に対する懲役、禁錮又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十		
五号）第十六条に規定する拘留の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和二十三年法律			第百六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）に拘置されている場合、改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第四条の二第一号の規定の適用については、拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されているものとみなす。		
災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。			令和七年五月二十三日		
千葉県知事 熊 谷 俊 人					
千葉県規則第六十号					
災害救助法施行細則の一部を改正する規則			災害救助法施行細則（昭和二十三年千葉県規則第十九号）の一部を次のように改正する。		
附 則			別記第七号様式公用令書の裏面中「 懲役 」を「 禁錮 」に改める。		
この規則は、令和七年六月一日から施行する。					
千葉県消防表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。			令和七年五月二十三日		
千葉県知事 熊 谷 俊 人					
千葉県規則第六十一号					
千葉県消防表彰規則の一部を改正する規則			千葉県消防表彰規則（昭和三十八年千葉県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。		
附 則			第七条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。		
この規則は、令和七年六月一日から施行する。			千葉県社会福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。		
令和七年五月二十三日			千葉県知事 熊 谷 俊 人		
千葉県規則第六十二号					
千葉県社会福祉法施行細則の一部を改正する規則			千葉県社会福祉法施行細則（昭和二十七年千葉県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。		

令和7年5月23日（金曜日）		報	県	千	号外第65号
訓	令	（施行期日） 1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。ただし、別記第四号様式から第四号様式の三までの改正規定は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 この規則の施行前に、改正前の千葉県建築士法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。			
		千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和七年五月二十三日 千葉県知事 熊谷 俊人 千葉県訓令第十号 本 庁 出先機関 千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令 千葉県事務決裁規程（昭和三十一年千葉県訓令第十号）の一部を次のように改正する。 別表第一宅地安全課の項第三号課長専決事項の欄イを削り、同欄ロ中「第二条第一項」を「第二条第二項」に、「旧法」を「改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下この号及び別表第一の宅地安全課の項第二号において「旧法」という。）」に改め、同欄中ロをイとし、同欄ハ中「第二条第一項」を「第二条第二項」に改め、同欄中ハをロとし、同欄ニ中「第二条第一項」を「第二条第二項」に改め、同欄中ニをハとし、同欄ホ中「第二条第一項」を「第二条第二項」に改め、同欄中ホをニとし、ヘ及びトを削る。 別表第一の四宅地安全課の項第二号中イ及びロを削り、同号ハ中「第二条第一項」を「第二条第二項」に改め、同号中ハをイとし、ニからヘまでを削る。 附 則 この訓令は、令和七年五月二十六日から施行する。			

購読料 本号 一部 一二円

発行者 千葉県中央区市場町一番一号

購読申込先 千葉県 〇四三（二二三）二六五八